

### 第3回 府中市コミュニティバス検討会議議事録

▽日 時 平成27年10月7日(水) 午前10時から午前11時まで

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第4会議室

▽出席者 委 員 田崎委員、小宅委員、武井委員、羽田委員、佐股委員、  
村松委員、今野委員、影山委員、脇本委員、岡村委員、  
柴崎委員、野田委員、河井委員、二瓶委員、今坂委員(15名)

事務局 市川地域安全対策課長、小塚地域安全対策課長補佐、尾崎地域安全対策課施設管理係長、原田地域安全対策課施設管理係主任、山本地域安全対策課施設管理係事務職員(5名)

▽欠席者 委員 石川(伊)委員、石川(雄)委員(※小川氏代理出席)(2名)

▽傍聴者 1名

次第：

1 前回確認事項

2 議題

(1) 協議事項

ア 近隣市の運賃改定事例について

イ 割引対象者と証明方法について

ウ 停留所の新設について

エ 路線変更案の修正について

3 その他

#### 【配布資料】

資料1 第2回コミュニティバス検討会議の発言内容

資料2 近隣市の運賃改定事例

資料3 割引対象者と証明方法について

資料4 停留所の新設について

資料5 路線変更案の修正について

(開会)

会長

第3回府中市コミュニティバス検討会議を次第に従いまして始めさせていただきます。それでは、出欠状況と傍聴希望者などについて、事務局からご説明をお願いします。

事務局

本日の出席状況でございますが、委員定数17人中、現在14人の方がお集まりいただいております。このため、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立することを報告いたします。なお、公募市民の石川委員はご欠席のご連絡を、関東運輸局東京運輸支局の石川委員はご欠席のうえ小川様が代理でご出席とのご連絡を、東京バス協会の今野委員におかれましては、十分程度、遅刻されるとのご連絡をいただいております。

また、傍聴につきましては、1名の申請をいただいております。以上でございます。

会長

続いて、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料のご説明をさせていただく前に、委員の皆さまにお詫びを申しあげます。これまで、会議の資料につきましては事前に送付させていただいておりましたが、今回、停留所設置や路線変更について具体的に協議を進めるため、府中警察署の方にも一部立ち会っていただきながら、実際にバス車両を運行させての現地調査を改めて行いました。その現地調査が会議の直前となってしまい、調査の結果を資料に反映させたため、作成が間に合わず、今回、みなさまに事前送付することができませんでした。申し訳ございません。本日の資料は初めてご覧いただく形となってしまいますが、より丁寧なご説明に努めさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それでは改めまして、本日の配布資料について、ご説明させていただきます。まず、本日の次第、次にA4版片面刷りの資料1「第2回コミュニティバス検討会議の発言内容」でございます。

次に、A3版片面刷りの資料2「近隣市の運賃改定事例」でございます。

次に、A4版片面刷りの後にA3版2枚をホチキス止めさせていただいている資料3「割引対象者と証明方法について」でございます。

次に、A4版両面刷り2枚をホチキス止めした資料4「停留所の新設について」でございます。

次に、A4版両面と片面各1枚ずつをクリップ止めした資料5「路線変更案の修正について」でございます。

以上でございますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

会長

それではこれより、次第に従って進めていきたいと思えます。

次第1、「前回の確認事項」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局

本日お配りいたしました議事録（案）につきましては、あらかじめ委員の皆さまに送付いたしました議事録と同様のものとなっております。

続きまして、資料1「第2回コミュニティバス検討会議の発言内容」をご覧ください。前回の会議での発言内容を抜粋したものになります。前回は、アンケート結果についてご検討いただき、大きく分けまして、「市の経費負担」、「交通弱者への配慮」についてのご発言がありました。また、交通弱者に対する割引制度につきましては、他市の事例をご紹介いただきました。また、ご報告した路線変更に関する進捗状況に対してもご発言やその他に関するご発言もいただいたところでございます。

このうち、本日は特に、「市の経費負担」つまり運賃設定に関する点、「交通弱者への配慮」つまり割引制度に関する点について、さらにご審議いただければと思います。

以上でございます。ご確認のほど、よろしく願いいたします。

会長

今、何かお気づきのところがあれば、ご発言いただければと思いますが、これは、会議後でも速やかに、事務局の方にお申し出いただければ、いいわけですので、お気づきのところがありましたら、後ほど、事務局にお伝えてください。また、今日の議事に関連することでもありますので、その時に戻っていただいても結構でございます。それでは、つぎの議事ということで、2議題（1）協議事項のア「近隣市の運賃改定事例について」、事務局から資料の説明をお願いします。

（※事務局、「資料2」について説明）

会長

次のイというのが割引の話で、議論は一体になるかと思imasので、先にご説明をいただこうと思imasが、今の時点で確認したい事項などがございましたら、ご発言をいただきたいと思imas。

(発言なし)

会長

特にございませんでしたので、つぎの割引につきましても、少しご説明をいただいて、そこで時間をお取りいただければ思imas。

(※事務局、「資料3」について説明)

会長

どうもありがとうございます。今日は、前回まで、みなさまにご議論をいただいた中で、他市の事例をかなり詳しく見ていただいたので、前回と同じように、みなさまからご意見を広くいただいて、今後の検討に事務局に活かしていただくという趣旨ですので、ご自由にご発言いただければよろしいかと思imas。これから検討することについて、いかがでしょうか。

委員

先ほどの説明の中で、交通弱者の負担に関しては、高齢者に対しては、配慮するべきという話がありましたけれども、障がい者に対しては、特段、発言がなかったというようなご説明をいただいたかと思imas。

しかし、わたしの今までの発言の中で交通弱者とっている部分に関しては、高齢者と障がい者が含まれているので、ご承知いただきたいと思imas。

事務局

そのような、意図でこちらも認識しております。割引対象や証明方法等の詳細についての説明をさせていただいたつもりでした。申し訳ございませんでした。

委員

わかりました。

会長

他の方、いかがでしょうか。

委員

わたくしは前から、コミュニティバスの場合は、たとえ、高齢者でも同一運賃でいいのではないかとの意見を持っています。障がい者のところをみると、だいたい合計で一万くらいですから、わたくしは、そこはするべきだと思います。高齢者はこれからどんどん数が増えていく可能性があるので、あまりにも割引を導入すると、こういった設定をしていてもあまり効果がでないのではないかと思います。わたくしもこれから高齢者になっていくのですけれども、コミュニティバスに関しては、利用できることの方が特典みたいな気がしております。

会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

これには、正解があるわけではなくて、市民の方がご納得いただけるというかたちが最高で、他の市をみても、いろいろな形があるので、ここで、いろいろなご意見をいただくのが一番かと思います。

委員

今、言われた、市民の方にご納得いただくということが、変更するときには大事なことだと思います。これまで、180円か150円かという具体的な運賃がでてきていて、では、どちらかというときに、どうご納得いただけるのかということが、ポイントだと思います。今回、運賃を改定する目的をはっきり示して、その目的に合致しているかどうかによって、納得性が左右されると思います。目的は収支の改善と不公平感の解消が事務局の方からもありました。それは、不公平感の対象というのは、路線バスの運賃との不公平感、それからお住まいの地域によって、路線バスにご乗車の方は高い運賃を支払って、コミュニティバス沿線の方は安い運賃で乗車できている、その地域間の不公平感の解消ということが目的というところです。収支に関しても、180円か150円でも、そう大差はないシミュレーションがあって、もうひとつの、不公平感の解消というところでは、150円というのは、なかなか理屈がつきにくい。180円というのは、路線バスの初乗り運賃と同額なので、そこまで値上げをすると路線バスを利用されている方との不公平感というのは解消できますというような説明ができるのかなと思います。市民の方へご納得していただくという意味では、180円という金額設定がよ

り、ベターなのではないかと思うところでございます。

会長

ありがとうございます。他の方は、いかがでしょうか。

委員

以前、ICカードの議論がございまして、これを利用すると、多少の減額があるので理解が得やすいのではないかという意見がありましたが、そのあたりはもう無しになったのか、お教えいただきたいのと、そのときに割引をする方に関しては機械の設定で簡単にできるというお話があったので、とてもいいことだと思いました。それがこれまでの議論で今、どういう状況になっているのか、もう一度確認をしたいのです。

会長

ICカードの件は事務局からで、機械の件はバス事業者さんからの方がいいかもしれませんね。それでは、お願いします。

事務局

ICカードに関しては、導入の方向で考えております。導入後の割引につきましては、特に今回の議論のなかで深めていきたいと考えております。

委員

それであれば、180円だとしても実質は割引になるわけですね。もし、ICカードで減額があるのであれば、理解が得やすいという気がいたします。

会長

減額しないというやり方もあります。減額するようなやり方をしている事業者がほとんどなので、我々は少し安いと思って使っているということですね。

委員

そういう方向でいけないかなと思うのです。逆に減額はしないというようにお考えの方があれば教えていただきたいと思います。

## 委員

ＩＣカードは、前回、事務局の方にも私から補足で説明したと思うのですが、ＩＣカード協議会というところが事務局になっていて、全国のＩＣカードを導入している事業者さんが加盟しています。導入する際については、ＪＲさん等との協議が必要になってくるのですが、もともと京王さんはＩＣカードを導入されている事業者さんなので、導入については、それほど手続きはかかりません。割引分についても、マスターを入れさえすれば、スムーズに設定はできます。ただ、その減額された分については、事業者さんの負担となるということが１点です。今度、メリットとしては、その事務手続きにそれほど手間がかからないというところはございます。

他の自治体さんでもＩＣカードを導入されているところでは、一般路線と同じように、１円単位で運賃を減額しているところもあれば、課長が言われたように、現金と同額に設定されている自治体さんもあるので、そこは議論の必要性があると感じています。

## 委員

ＩＣカードの割引というのは、ご存知ない方も多いと思うのですが、乗った金額に応じてＩＣカードの中にチケットが付くのです。１０００円分乗ると１００円分のチケットがそのＩＣカードの中に付きます。これは、「バステ」という名前で全事業者共通で実施している割引です。その仕組みの中にちゅうバスを組み込むことを考えた場合、運賃体系が他の路線バスと同様であればやりやすいのですが、大きく異なる運賃体系の路線を組み込もうとした場合には、難しい協議になってくるということをご理解いただければと思います。

## 委員

路線バスと同じ運賃体系にすれば、割引が適用できるのですね。

## 委員

そうです。

## 会長

今日の議題ではなくて、これは、次回の議題になるのですが、回数券の取扱をどのようにするか、そういうことも含めて、１８０円か１７０円するとか、１０円単位の話ですと、例えば、回数券はない代わりに１５０円にするなどですね、回数券とかバステ割引があるので１８０円の場合、実質

的には、160数円くらいで乗っていますというようにするとか、多分、最後は、その話を詰めていって決めるのかと思うのです。今日は資料がないのですけれども、せつかくですのでこれも議論をしながら、この割引の話をしていけばいいのではないかと思います。

#### 委員

その線で自分の中では少し整理ができました。確認をしたくて発言させていただきました。ありがとうございます。

#### 会長

他にはいかがでしょうか。

#### 委員

実際、路線バスもちゅうバスも運転に携わっている立場から、言わせていただきますと、やはり、路線バスに乗って、ちゅうバスとの運賃が違いますと、運転手によって違いが生じてきて、勘違いを招くこともあると思うのです。できれば、改正するのなら路線バスと同じ運賃でやっていただきたい。割引の方に関しても路線バスと同等のサービスというかたちで考えられると、運転手の方がやり慣れているという部分がありますので、市民の方々に対し間違いのない安全な運行が提供できるのではないかと思います。また、障がい者や高齢者というところで割引率を変えるとか、市外の方、市内の方の区別をするというようなものになってしまうと、資料にも書かれているように運行に遅れが生じてきてしまうので、運賃体系を路線バスと一緒にするなど、運転手が取扱いしやすいようなことも、少し考えていただけないかと思います。

#### 会長

そうしますと、例えば、子どもと障がい者はおそらく、半額ということだろうと思うのですが、パスモであれば、子ども割引というボタンを押せば対応できるので、あまり問題ないのでしょうかけれども、現金で子どもが乗られるときに、半額と思って、子どもが90円を入れると、「いいえ違いますよ。」ということが、運転手さんからすると、トラブルとか誤解を招く原因になるということですね。

事務局では今、100円なのを例えば150円や180円にして、子どもさん障がい者は100円というのが自然ですということで、おっしゃいましたけれども、別にそうでなくてもいいのではないかとのご意見。



文字通り路線バスと一緒にというやり方もあるのではないかというご意見ですね。

#### 委員

路線バスと一緒にすると、いろいろな面でメリットがあると思うのですが、市民感覚でいうと、ちゅうバスは、不便なところ、少しゆっくり回るので、割安だけれども、乗りやすい感覚がありますから、わたしの中では、150円と180円であまり、収支に差がないのであれば、明らかに安いと認識できる150円が適当だと思っているのです。

業務上のこととかいわれますと、わからなくなりますけれども、乗るものの気持ちとしてはそう思います。

#### 会長

なかなかむずかしいところです。例えば、通常路線だと、駅まで2キロ、3キロくらいのところに乗られているお客さんが、かなりの割合を占めているときに、ちゅうバスは1キロか、2キロくらいの歩こうとすれば歩けるのだけれどもというお客さんが多いことだと、もしかすると、180円にしてしまうと、「えっ」という感じがあって、他の市がどういう利用のされ方をしているか、わたしにもわからないので、本当に長い距離、普通だったら、歩かないような距離をバスに乗られているのであれば、全然問題なく市民から受け入れていただくことになります。

けれども、歩いて15分から20分のところを移動するときに、利用する方が180円だと、少し考えてしまうという方が出てくるので、他の市で20%減ったとか10%減ったというのが、そのまま府中市に当てはまるかどうかはわからないということですね。これもどこかで判断をしながら、割引などとのセットでいずれ考える必要がある、というところでしょうかね。

他には、いかかでしょうか。

#### 委員

収支のシミュレーションを行っていただいたということなのですが、数字的なところは、資料には入れていただけていないということになりますか。

#### 会長

ここまでは、ちゅうバスで150円にした場合、180円にした場合というので、お客さんがこれが減ったらどうなるかという、収支計算資料は、今日を出ていないということですが、

委員

以前の会議でありました。

会長

そうでした。ありましたね。

事務局

以前、お出しさせていただいたときの資料がございました。100円の場合、収入1億8千8百万円、150円にした場合は2億2千9百万円、180円にした場合2億3千6百万円というような予測をたてているところがございます。また、こちらにつきましては、割引について考慮していない想定でございました。

会長

他には、いかがでしょうか。

委員

お年寄りね、お金は10円、20円上がってもいいのですけれども、歩くのが嫌だという人が多いのですね。ほとんどの方が杖をつけているので、少し歩いて乗れるということを望んでいるのです。10円、20円の差で長く歩いていくのでは、嫌という方が多いのです。

会長

はい、ありがとうございました。他には、いかがでしょうか。

委員

市内か市外という検討もされているのですけれども、市外の方を排除するというのは、現実問題として非常に難しいのではないかと、乗るときに居住地を証明するようなものをいちいち出すのかという話にもなりますし、そのために独自の証明書を発行するコストを考えましたら、ここを排除する必要はないのではないかと思います。

会長

証明書発行時の手間というのがどれくらいなのかというのが、金額に換算できにくいということがありまして、印刷費はほんの少力で、人件費、そこに机を置かなければいけないとか、その分スペースが減ってしまうとかと

いう話ですよ。

シルバーパスは最低でも1000円ですから、それくらいは払っていただいているということで、なんとかやっていることなのでしょうけれども、今まで100円だったものが180円になって、その上、年間1000円払わなければいけないというのは、毎日乗っている方はそうするでしょうけれども、月に数回の方でしたら、わざわざ1000円払って100円に、というのは、市民からなんのための割引なのかといわれてしまうかもしれませんね。1000円いただかないというようにすれば、それはいいかもしれません。

#### 委員

年齢の証明のところですけども、これは、委員のご意見もお伺いしたいところですけども、例えば、保険証など見せていただいて年齢を確認するということは、実質的な乗務員さんの作業として、不可能であると思います。仮にシルバーパスを見せていただいた場合でも、シルバーパスならひと目でわかるのですけれども、その方を通常の180円ではなくて100円にするという場合には、1回1回運賃機を操作するという手間も出てくるのでなかなか大変なことになります。実質的な作業の負担というところも、考慮しなくてはいけないと思います。少なくとも、保険証などのような何かの証明書で対応するということは、実質的に無理であると思います。

#### 委員

新しいポンチョという車両になったときに、運転席の後ろに前ドアがついているのですが、料金収受の際に身体をひねらなくてはいけないことが増えているのです。その中で料金機を操作するということになるとう負担が結構増えてしまうのではないかと思います。

事務局さんにもお伺いしたのですけれども、ICカードとして仮にパスモを使えるような料金機に変えていただくことになると、ICカードの中に割引運賃のような設定をして、そのカードを交付することは可能なのでしょうか。それが可能であれば、スムーズに乗っていただけるので手間もかからず、運転手が扱いやすくなると思います。

#### 委員

バスの技術的な話になってくるので、われわれの方で検討しなくてはいけない課題と思います。今、そこまでやっている事例はないので、技術的にできるかどうかは、検証してみたいと思います。

会長

例えば、ちゅうバスにしか乗れない1000円分の度数を年に1回、市役所に行けばチャージできますというような意味でしょうか。専用割引というような。

委員

これは、理想になってしまいますが、仮に、シルバーパスを持たれている方であれば、そのカードでタッチしたら100円しかいただきませんというようにタッチするだけで料金の減額ができないかと思います。

会長

できるかどうか、お調べいただいた中で、一方で、京王線や南武線に乗られる方は、普通にパスモを持っていらっしゃるって、それとは別のICカードを持っていて、間違って使うと大変なことになりますね。子供さんならどのバスや電車に乗っても、子どものICカード1枚持っているということに対応できる。

2枚のICカードを持ってくださいというのは、厳しいので、持っている1枚の中で、なんとか処理ができるというやり方だと実現性もあるのでしょうかね。

会長

他には、何かございますか。

(発言なし)

会長

それでは、事務局としては、今までとは、また違う追加のいろいろなご意見もでてきたところです。一方で、今までいただいたご意見を覆すとか、全然違う方向というよりは、プラスでいろいろなご意見をいただいたのかと思いますので、これは、是非、整理をしていただければと思います。

高齢者の割引についてご意見をいただいて、割引の手間などご検討いただかなかったところにおいてもご発言をいただきました。小学生、障がい者については、あまりご意見はあまり、ご意見はなかったけれども、基本的には、同じということではないかと思いますが、ただ、半額なのか100円なのかというのは、重要な問題になりそうであるとう話が出ました。金額については、150円か180円あたりで距離によって、変えるという

お話は、どなたからもいただきませんでした。それは、なしということでもいいのでしょうか。というのは、1キロまでなら130円という話があるかどうかですけれども、路線バスとさらに違うようなかたちというご意見も、今のところは、いただいていないということでしょうか。

委員

委員の路線バス全く同じようにというお話は、運賃が対キロで上がっていくようなイメージなのかと思います。

委員

前回、会長から路線ごとに金額を変えるというお話も出ていたのですが、これもちゅうバスの場合、北山循環の運行後に南町・四谷循環の運行に変わるというようなダイヤが組まれています。そこで、運賃形態が変わりますとお客様に対して間違っただけの情報を与えてしまうということが考えられます。どちらがいいのかは、わかりませんが。

委員

ちゅうバスというのは、循環型で迂回するコースが多く、本当は、目的地まで効率的なルートで行きたいのに、バスが迂回するので仕方なく長く乗っている方もたくさんいらっしゃると思いますので、距離別運賃というのは馴染まないのではないかという気がいたします。

会長

なるほど。そうですね。

もともと、事務局からご提案はないのですがこれは、最初から排除ということでもいいのではないかということですかね。

他には、何かございますか。

(発言なし)

会長

かなり、具体的な話も含めてご発言いただきましたので、事務局で持ち帰っていただいて、市の中でご検討いただいて次回、具体的なご提案をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局

今回の会議につきましては、いただいたご意見を基にパターンの方を少し、お示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

次は、議題のウです。これは、検討会議でご承認をいただくという事項です。よろしくお願いいたします。

(※事務局、「資料4」について説明)

会長

これは、以前ご提案をいただいたところで、具体的な協議をしていただいたということですが、ご質問、補足や追加などございましたらご発言いただければと思います。

停留所をひとつ作るのがいかにか大変なことなのか。写真ひとつ見ても容易に想像できます。

委員

停留所名はお決まりでしょうか。

事務局

申し訳ございませんが、具体的な名称は決まっております。

会長

仮には、あるということですね。

事務局

はい。

会長

他には、いかがでしょうか。

(発言なし)

会長

これは、交通会議の中で正式に承認をいただくと。手続きが進むというこ

とでございますので、これにご承認をいただくというのは、非情に重要ですが、事務局もそれは、よろしいですね。

#### 事務局

京王バスさんにお伺いたします。停留所名というのは、バス会社と協議しながら進めていくのですけれども、申請するどのくらい前までに、停留所名を決めておけばいいのでしょうか。

#### 委員

申請は、事後の届出ですので、お客様に実際にお知らせする時期までに決まっていれば大丈夫です。例えば、バス停を設置する前の一週間だとか二週間前までにお知らせするというのであれば、その時点までに決まっていれば大丈夫だということになります。

#### 事務局

先に申請をしておいて、許可がおりた段階でバス停名を決めておきたいと思います。市民の方への周知というのも必要ですので、わかりやすい名称がないと混乱を招く恐れもあります。ここにバス停が新設されましたという申請した後にその段階決まっていればいいのですか。

#### 委員

手続きといたしましては、先ほど委員が言われたとおり。事後届出となりますので、設置された後に国交省にお届けいただくようになります。届出される際には、名称、位置その他必要なものを全て記載した状態でご提出いただきますので、届出のときには必ず決まっていなければいけませんし、われわれの届出よりも、市民の方への周知というところが重要になると思います。そのためにも、名称は、早めに決めておいたほうがいいのではないかと思います。

#### 会長

他には、何かございますか。

#### 委員

都道を管理しているものですが、こちらの停留所は、物理的に作られると思うのですけれども、許可を出すまでには、約三週間かかります。

京王さんが申請するかたちでよろしいですか。

委員

わたくしどもから道路占用申請をさせていただきます。

委員

警察さんが立ち会っていただいて場所を決めたということですので、問題ないと思いますが、切り下げの部分に建つとうことはないのですよね。公園の前のところの切り下げの前にバス停ができるということはないのでしょうか。

委員

バス停自体は、切り下げ部分に建つことはないです。

委員

われわれで管理しているところなのですが、旧甲州街道は狭いところなので。

会長

他に、確認、ご質問はございますか。

(発言なし)

会長

そうしますと、これは、一括でお伺いいたしますが、この二箇所につきまして、ご承認をいただくということでよろしいでしょうか。

(異義なし)

会長

はい、ありがとうございました。では、承認いただきましたので。手続きを進めてください。

事務局

ありがとうございました。

会長

それでは、次のエ路線変更案の修正について、事務局からお願いいたします。



す。

(※事務局、「資料5」について説明)

会長

それでは、ご質問いかがでしょうか。

委員

朝日町にあるバス停がすごく不便なそうです、降りる人が車道に降りてから、また、歩道に上がるとういようなことで、怖い思いをしているとのことですので、それを解消していただきたいと思います。

会長

場所は、事務局で把握しておりますか。

事務局

朝日町のバス停のことでよろしいでしょうか。  
今回の経路変更には入っていないバス停ですね。

委員

入っていないです。

事務局

わかりました。委員から詳しく、場所をお伺いいたしまして、こちらで現場を確認いたします。

会長

このケースはいろいろなところにあると思いますのでよろしく願いいたします。

所要時間はやや、延びるということになりますが、事務局では、ダイヤなどどのくらいの変更になるかの見込みはどんな状況でしょうか。

委員

武蔵野台駅から今までは北へ向かい踏切を通る経路から南側に迂回する部分と、旧甲州街道を経由して距離が延びる分で合わせて、5分程度所要時分

が増えると思われます。

会長

そうすると、同じバスの台数で、運行間隔も延びるようなこともありますか。

委員

運行間隔は守りたいと思います。

会長

そういう想定でこれを検討するということですが、ご質問、その他ございますか。

委員

バス停を二箇所ほど新設したいということですが、どのあたりに設置されるのでしょうか。

事務局

旧甲州街道沿いに二箇所程度、南北方向の道路あたりに設置したいと考えております。

会長

はい、これから検討するということですね。事務局から補足ございますか。

事務局

補足の説明をさせていただきます。変更事項の一点目の京王線を潜る部分につきましては、現行ルートでは当該区間に停留所がございませんので、この変更をすることによって、今まで利用していた方が利用できなくなる停留所が生じるというような不具合はないことを補足させていただきます。

会長

他に、ご質問はいかがでしょうか。

(発言なし)

会長

それでは、事務局としては、これを基に具体的な検討をして、協議が整ったということであれば、この会議に出てくるということによろしいですかね。

事務局

はい。

会長

はい、次回で出てくることということでございます。

事務局

補足と、この路線ルートと他の3ルートで都合、4か所のルート変更箇所がございますので、4か所分を一括して警視庁の方と協議したいと思います。今、軌跡を作成中ですので4か所がまとまりましたら警視庁協議となります。また、先ほどのバス停の新設に関しては、先行して実施してゆきたいと考えております。

会長

そういう段取りということでございます。

どうもありがとうございました。

それでは、その他について、事務局からお願いします。

事務局

事務連絡を1点させていただきます。委員の任期の関係になりますが、途中で交代された方も含めまして、みなさま方の任期が今月までとなっております。しかしながら、前々回の会議でご説明のとおり、本会議は平成28年4月頃まで継続させていただく見通しでございます。そこで、委員の皆さま方には、ぜひ再任という形で、もう1年間任期を延長させていただきたいと考えております。つきましては、次回12月の会議開催から1年間という形で、委員への就任を再度お願いするため、今後必要な手続き等でご連絡を取らせていただきますので、その際にはよろしくお願いたします。この場で再任につきましてご承認いただくことが可能で、特段のお手続きは不要との方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に、こちらにございます名簿にご署名いただきたく存じます。

最後に、次回、第4回目の検討会議は、12月18日水曜日午後2時から開催いたします。会場については、追ってお送りいたします、開催通知でお

知らせします。

また、本日の議事録の案と次回の資料についても順次お送りいたします。  
よろしく願いいたします。

事務局

任期のことにつきまして、会議の在り方に簡単にご説明したのですが、今後、今まとめております議題が、来年度5月から8月くらいまでには、決定していると思うのですけれども、今後コミュニティバスに関しては市民から要望が多い事業でございますので、継続して年に1回は、地域交通会議として開催していきたいと思えます。

会長

今後も、引き続きということでございますので、みなさま、よろしく願いいたします。

次回は、12月18日午後2時からとなりますので、みなさまよろしく願いいたします。

ひとつおり、議事が終わりましたが、みなさまから何かございますか。

(発言なし)

会長

それでは、みなさま、長い時間ご議論いただきありがとうございました。  
これにて、本日の公共交通会議を終了いたします。どうもありがとうございました。